

ID: 830

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日